

⇨ 源泉所得税が未納の場合の還付請求

Q : 私は給与所得者です。この度、給与から源泉徴収された所得税を還付してもらうため、還付申告書を税務署に提出したのですが、私の勤務先の会社は源泉徴収した所得税をまだ納付していないそうです。

こういう場合でも還付は受けられるのでしょうか？

A : 会社が源泉徴収した所得税を納付していなくても、あなたは還付を受けることができます。

【解説】

給与等の支払者が給与所得者から源泉徴収した所得税額は、その給与等の支払者がその所得税を国に納付すべき日（徴収の日がその納付すべき日後である場合には、その徴収の日）においてその納付があったものとみなされます。

したがって、ご質問のように勤務先の会社が源泉徴収した所得税を納付していない場合であっても、あなたが給与等の支払いを受ける際に所得税を源泉徴収されているのであれば、会社が納付すべき日に納付があったものとみなされますので、あなたは所得税の還付を受けることができます。

ただし、給与等自体が未払いの場合、その給与等に係る源泉所得税は、給与等が支払われて源泉徴収されるまでは、たとえ源泉所得税の還付を受ける申告であっても、その還付はされないこととなっています。

